

日本核燃料開発(株) 核燃料物質使用変更許可申請書(令和4年10月24日NFD発第3361号)の補正に係る方針について

	コメント	補正方針	該当箇所
1	<p>第1 精密測定室の誘導結合プラズマ質量分析計の閉じ込め機能は何で担保されているのか。(今回の変更で、表内に唯一記載のある作業用ハウスの閉じ込め機能がないことが明確になるため)</p>	<p>表記を複合ビーム加工観察装置の作業用ハウスと同様に補正する。</p>	<p>表 10-2-1 1F 燃料デブリを使用する装置・設備の閉じ込め機能</p>
2	<p>除湿装置関係の火災等による損傷の防止と立ち入りの防止について、「既許可の範囲であるため該当しない」との記載に関し、火災でいえば、非管理区域設備の材料まで既許可で不燃難燃としていたのか、消防法に基づく既許可の消火設備で消火するということを示しているのか。 立ち入りの観点では、管理区域外の設備だが、何か措置するのか。</p>	<p>既設の消防設備で火災防止を図ることを、参考資料に記載するよう補正する。 また、周辺監視区域の記載を追加、補正する。</p>	<p>参考資料</p>
3	<p>高周波加熱炉(Ⅱ)の外表面の除染により発生する廃棄物はどのように処理するのか。</p>	<p>除染で発生したウエス等については他放射性廃棄物同様、「可燃性固体廃棄物として JAEA 殿廃棄物管理施設へ処理を委託する」ことを追加、補正する。</p>	<p>参考資料</p>
4	<p>立ち入りの防止について、周辺監視区域に係る基準適合性への説明の記載がない。</p>	<p>ホットラボ施設、低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)も記載がないため、今回のキャスク保管庫、液体廃棄物運搬用容器保管庫と合わせ追記、補正する。 * 周辺監視区域を明記した図に変更・補正する。</p>	<p>ホットラボ施設 低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)、キャスク保管庫、液体廃棄物運搬用容器保管庫の「閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」</p>
5	<p>自然現象による影響について、建設時期、設置されてからこれまでの地震、台風等による被害はなかったのか。</p>	<p>建設時期及び建設からこれまで自然災害による影響がなかったことを追記、補正する。</p>	<p>キャスク保管庫、液体廃棄物運搬用容器保管庫の「閉じ込めの機能、遮蔽その他の使用施設等の位置、構造及び設備」</p>
6	<p>管理区域化する屋外の建家に関し、(使用後の容器を建家に戻す際)バックグラウンドレベルを確認して保管するように読み取れるが、万一バックグラウンドを超えた場合は保管出来ないこととなる。</p>	<p>キャスク保管庫: 万バックグラウンドを超えた場合はホットラボ施設内に移送し、除染を行い、バックグラウンドレベルまで下げてから保管する。 液体廃棄物運搬用容器保管庫: 輸送する放射性液体廃棄物は極低レベルであるため、バックグラウンド以上になることはない。 以上より、補正は行わない。</p>	